

## 静岡県公立大学法人質保証委員会規程

令和3年4月1日 規程第201号  
改正 令和4年4月1日、令和6年4月1日

(設置)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人が運営する静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における内部質保証を推進するために設置する静岡県公立大学法人質保証委員会（以下「法人委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 法人委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 静岡県立大学質保証委員会及び静岡県立大学短期大学部質保証委員会が取りまとめる内部質保証の実施状況の点検に関すること。
- (2) その他法人委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 法人委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法人理事（教育・学生支援担当）
- (2) 法人理事（研究・国際交流担当）
- (3) 法人理事（総務担当）
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 学府長
- (7) 研究科長
- (8) 研究院長
- (9) 短期大学部部長
- (10) 附属図書館長
- (11) 短期大学部附属図書館長
- (12) 事務局長
- (13) 事務局次長
- (14) 経営戦略部長
- (15) 総務部長
- (16) 教育研究推進部長
- (17) 学生部長
- (18) 短期大学部事務部長
- (19) 短期大学部学生部長
- (20) 教務委員長
- (21) 国際交流委員長
- (22) 広報委員長
- (23) 産学官連携推進本部長

(24) その他理事長が指名する者

(委員長)

第4条 法人委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、第3条第2号の者をもってこれに充てる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 法人委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 法人委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 法人委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(下部組織)

第6条 法人委員会の下部組織として次の委員会を置く。

(1) 静岡県立大学質保証委員会

(2) 静岡県立大学短期大学部質保証委員会

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 法人委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、法人委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。